

今月のピックアップ
コロナワクチン

子育て

図書館

健康

お知らせ

くらしの掲示板

無料相談

■本人通知制度

令和3年8月、栃木県の行政書士が戸籍謄本等を不正取得したという事件がありました。嵐山町にはこの事件の被害にあわれた方はおりませんが、本人通知制度はこのような不正取得に対して、住民票の写しや戸籍謄本等が、本人以外の代理人や第三者の要求により交付された場合に、事前に登録された本人にお知らせする制度です。

委任状の偽造や身元調査等を目的とした住民票等の不正取得の早期発見や不正取得の抑制につながります。

登録できる方

町の住民基本台帳に記載されている方、または戸籍に記載されている方
登録に必要なもの

- ①登録申請書
- ②本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※登録申請書は役場町民課に備えています。町ホームページからダウンロードもできます。

※登録手続きは無料です。
※代理人及び第三者への証明書の交付をできないようにする制度ではありません。

通知方法

登録された本人宛に封書で送付

通知内容

- ①交付年月日

長生きがい課からのお知らせ

TEL 0493-62-0718

活き活きふれあいプラザ
自衛消防訓練

10月25日、「活き活きふれあいプラザやすらぎ」において、火災を想定した避難訓練、水消火器による消防訓練、胸骨圧迫による心肺蘇生法、自動体外式除細動器（AED）の演習が行われました。安心して「やすらぎ」にお越しください。

当館は予約制です。詳細は「やすらぎ」へ直接お電話ください。
TEL 0493-61-0456



福祉課からのお知らせ

TEL 0493-62-0716

障害者控除認定書の発行

65歳以上で障害者手帳等がない方の障害者控除または特別障害者控除認定書

- ②交付した証明書の種別
- ③交付した通数または件数
- ④請求者の種別（代理人または第三者）

※裁判及び紛争に関わるもので特定事務受任者（弁護士・司法書士等）が請求した場合、または公用による請求は通知されません。

開示請求

本人通知が届いたら、証明書の交付内容を確認するため、交付請求書に記載された自己情報等の開示請求ができます。

セルフメディケーションのメリット

セルフメディケーションとは、自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。

具体的には、日頃から自分の健康状態と生活習慣をチェックし、ちょっとした体調不良の際に、薬局等で市販されている医薬品（OTC医薬品）を上手に使用して、自分自身で健康の維持や病気の予防・治療にあたることです。

- ①健康管理の習慣が身につく
- ②医療や薬の知識が身につく
- ③疾患により、医療機関で受診する手間と時間が省かれる
- ④通院が減ることで、医療費の増加を防ぐ
- ⑤セルフメディケーション税制で所得

北朝鮮人権侵害問題啓発週間
～12月10日から16日～

発行受付 令和5年1月～
※発行には数日かかります。

65歳以上で寝たきり等の状態であり、12月31日現在、要介護・要支援認定の通知を受けていて障害者控除対象者認定基準に該当する方、または寝たきり等の状態に該当する医師の診断書をお持ちの方に、控除対象者認定書を発行します。

環境課からのお知らせ

TEL 0493-62-0719

空き地等の草木の適正な管理にご協力ください

空き地や空き家等の所有者または管理者は、敷地内の雑草を繁茂させないよう、また庭木が隣の敷地や道路にまで影響を与えないよう、適正に管理しなければなりません。

控除が可能に
このセルフメディケーションを一人一人が実施することで、医療費の削減効果も大きくなります。

まずは、普段から適度な運動と栄養バランスのよい食事、十分な睡眠時間を確保し、体に備わっている自然治癒力を高めておきましょう。

■国民年金の任意加入制度

年金加入期間が短く、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方や受給資格はあるが受け取る年金額を満額に近づけたい方は、本人の希望で国民年金に任意加入することができます。

任意加入には次の2種類があります。

- ①任意加入被保険者（65歳未満の方）
国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で、被用者年金制度（厚生年金・共済組合等）から老齢または退職を理由とする年金を受けることができる方
- ▼国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ▼日本国籍があり、海外に居住する20歳以上65歳未満の方
- ②高齢任意加入被保険者（65歳以上70歳未満の方）
国内に住所のある65歳以上70歳未満の方で受給資格期間を満たしていない方
- ▼日本国籍があり、海外に居住する65

適正管理が行われないと、周辺住民の生活環境の悪化を招きます。

空き地等の放置による環境悪化の例

- ▼隣接地にまで雑草や木の枝が伸びて、ご近所迷惑となる。
- ▼草木が茂ると農作物や人に対する害虫の発生場所となる。
- ▼雑草の花粉等によるアレルギーの原因となる。
- ▼ごみを不法投棄してしまう恐れがある（悪臭等の原因）。
- ▼交差点等の角地では、草丈が伸びて見通しが悪くなり、交通事故に繋がる恐れがある。
- ▼タバコの投げ捨てや放火による枯れ草火災の原因となる恐れがある（冬季は乾燥するため特に危険）。

■犬の飼い方のルール

犬の飼い方のルールが次のとおり決められています。

- ▼犬の登録、狂犬病の予防接種を必ずしましょう。
- ▼犬がいることがわかる表示シールを張りましょう。
- ▼不幸な犬を増やさないために避妊や去勢手術をしましょう。
- ▼放し飼いや散歩で放すことはせず、つないで飼う場合は場所と綱の長さに気を配りましょう。
- ▼ふん尿は、飼い主の責任で始末しましょう。

歳以上70歳未満の方で受給資格期間を満たしていない方

留意点

- ▼資格の取得、喪失、氏名及び住所の変更をしたときは、役場への届出が必要となります。
- ▼資格取得日は、資格取得申出書の提出日になります。
- ▼任意加入期間は、保険料免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請はできません。
- ▼保険料の納付方法は、原則口座振替となります。

■年金額に上乗せできる付加年金制度

第1号被保険者・任意加入被保険者は定額保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

留意点

- ▼受取る年金額は定額のため物価スライド（増・減額）しません。
- ▼国民年金基金に加入中の人は利用できません。
- ▼鳴き声や悪臭などで周囲に迷惑をかけるないようにしましょう。
- ▼愛情と責任をもって最後まで飼いましょ。
- ▼犬は大変賢い動物ですが、毎日世話をし、適正に飼養することはさまざま苦勞が伴います。
- ▼飼い始める前に次のことも考えましょ。
- ▼犬を飼うことについて、家族全員が賛成していますか。
- ▼毎日の食事や運動など世話をすることは決まっていますか。
- ▼犬が飼える環境（住宅事情、経済的余裕）にありますか。

■町内に空き家をお持ちの方へ

町では、移住・定住促進による地域の活性化と空き家の流通を図るため、嵐山町空き家バンク制度を実施しています。

町内に空き家を所有し、空き家の売買や賃貸をご検討されている方は、空き家バンクへの登録をお願いします。状況により、登録ができない場合があります。詳細はお問い合わせください。

問合せ

問合せ

今月のピックアップ
コロナワクチン

子育て

図書館

健康

お知らせ

くらしの掲示板

無料相談